

障第1308号
令和4年12月28日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和4年11月30日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

それに伴いまして、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合における設備・人員に関する例外規定について、厚生労働省より事務連絡がありましたのでお知らせします。

各指定障害児通所支援事業所におかれましては、事務連絡内の留意事項等ご確認いただきますようお願い申し上げます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		